

景観形成ガイドライン

「都市整備に関する事業」

平成23年 6月

国土交通省 都市・地域整備局

目次

第Ⅰ編 はじめに	1
（１） 本ガイドラインの策定趣旨	
（２） 本ガイドラインの位置付け	
（３） 本ガイドラインの構成	
第Ⅱ編 都市整備に関する事業における都市景観形成にあたっての基本的考え方	3
第1章 景観形成にあたり把握すべき事項	3
1-1. 事業対象地等の景観に関する現況把握	
1-1-1. 現況把握の対象	
1-1-2. 既往計画・制度等に関する調査	
1-1-3. 現地状況に関する調査	
1-1-4. 景観形成活動に関する調査	
1-2. 景観形成の目標像の把握または設定	
第2章 事業の流れと景観形成	4
2-1. 事業段階と景観形成	
2-1-1. 事業の各段階を通じた一貫性の確保	
2-1-2. 構想・計画段階	
2-1-3. 設計・施工段階	
2-1-4. 維持管理段階	
2-2. 関連事業との連携による景観形成	
2-2-1. 関連公共事業との連携	
2-2-2. 公共事業と民間事業の協力・協調	
2-2-3. 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画の活用の留意点	
2-3. 景観形成を進める上での留意事項	
2-3-1. 時間変化への対応	
2-3-2. 地域個性の演出の考え方	
2-3-3. チェックリストの活用	
2-3-4. コストの考え方	
2-3-5. 合意形成のためのツールの活用	
2-3-6. プロポーザル・設計競技等の活用	
2-3-7. 成果の確認と改善方策に係る仕組み	
第3章 景観形成のための体制構築	7
3-1. 市民・行政・専門家等の連携・協働による体制構築	
3-2. 景観担当部局等との連携・協働	
3-3. 専門家等の活用	
3-4. 住民等との連携・協働	
第Ⅲ編 都市整備に関する事業における景観形成の進め方	8
第1章 市街地再開発事業	8
1-1. 市街地再開発事業における景観形成の基本的な考え方	
1-1-1. 景観形成の意義	

- 1-1-2. 景観形成の視点
- 1-2. 市街地再開発事業の各段階における景観形成のための留意点
 - 1-2-1. 構想から都市計画決定まで
 - 1-2-2. 都市計画決定から事業計画認可まで
 - 1-2-3. 事業計画認可から権利変換計画認可まで
 - 1-2-4. 施工段階
 - 1-2-5. 事業完了後の維持管理・運営

第2章 土地区画整理事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 2-1. 土地区画整理事業における景観形成の基本的な考え方
 - 2-1-1. 土地区画整理事業における景観形成の位置づけ
 - 2-1-2. 土地区画整理事業における景観形成の特徴
- 2-2. 景観形成のための地権者・住民等の参画・連携
 - 2-2-1. 地権者参加型事業としての特性の活用
 - 2-2-2. 地域の総意を反映し、明快な位置づけを持つ組織体制づくり
 - 2-2-3. 持続的で発展的なまちづくりを進める組織体制づくり
 - 2-2-4. 専門家の活用
- 2-3. 景観形成のための事業の各段階における留意点
 - 2-3-1. 構想から都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意までの段階
 - 2-3-2. 都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意から換地設計までの段階
 - 2-3-3. 公共施設整備の実施段階
 - 2-3-4. 建築物等が建設されるまでの段階の規制誘導
 - 2-3-5. 事業完了後のまちの維持管理の段階
- 2-4. 他の事業制度との連携
 - 2-4-1. 建物整備に関する諸制度との連携
 - 2-4-2. 密集市街地対策事業等との連携
 - 2-4-3. その他施策との連携
- 2-5. 他の都市整備に関する事業における景観形成の進め方との関係

第3章 街路事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 3-1. 街路の景観設計の基本的考え方
 - 3-1-1. 街路の景観設計の特徴
 - 3-1-2. 街路の景観設計の方向性
 - 3-1-3. 地区交通計画による都市景観の向上
- 3-2. 街路の景観設計の進め方
 - 3-2-1. 景観設計の手順
 - 3-2-2. 構想・計画段階における配慮事項
 - 3-2-3. 設計、施工段階における配慮事項
 - 3-2-4. 維持、管理段階における配慮事項
 - 3-2-5. 街路景観の形成へ向けた連携体制づくり
- 3-3. 街路事業のタイプ別に応じた配慮事項
 - 3-3-1. 線的景観整備(シンボルロード整備事業、等)における配慮事項
 - 3-3-2. 地区的景観整備(身近なまちづくり支援街路事業(歴みち事業)、等)における配慮事項
 - 3-3-3. 拠点景観整備(連立事業、交通結節点改善事業、等)における配慮事項
 - 3-3-4. 新交通・LRT公共交通(軌道系)における配慮事項
 - 3-3-5. 自転車駐車場整備における配慮事項

第4章 都市公園事業	26
4-1 都市公園における景観形成の原則的考え方	
4-1-1 都市公園における景観形成の意義	
4-1-2 都市公園の景観特性	
4-2 都市公園事業における景観形成の5つの視点	
4-3 計画から管理運営までの一貫性、継続性の確保	
4-4 各事業段階での検討項目と配慮事項	
4-4-1 調査・計画段階	
4-4-2 設計・施工段階	
4-4-3 管理運営段階	
4-5 景観形成の体制や仕組みづくり	
4-5-1 景観形成に関わる体制とマネジメントの仕組みづくり	
4-5-2 住民等との協働による景観形成	
第5章 下水道事業	32
5-1 下水道事業における景観形成の基本的考え方	
5-2 景観要素としての水の活用	
5-3 下水処理場等における景観形成	
5-4 その他の下水道施設における景観形成	
5-5 工事現場における周辺景観への配慮	

第 I 編 はじめに

(1) 本ガイドラインの策定趣旨

都市整備に関する事業における景観形成のめざすもの

良好な都市の景観形成の目的は、美しく風格のある国土と潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることにある。その実現にあたっては、公共事業などにおける特別なグレードアップとして実施するのではなく、景観形成そのものを、事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められる。

我が国のまちづくりについては、戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性、機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いていたことは否めない。しかし、近年、急速な都市化の終息に伴って、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まるとともに、個性ある美しい都市景観の形成が求められている。

国土交通省は、これらの動きに応えるべく、平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、「事業における景観形成の原則化」「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等」「景観に関する基本法制の制定」などを謳い、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置付けた。また、平成 16 年 6 月には我が国初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を柱とする「景観緑三法」が制定された。また、景観緑三法案の国会附帯決議においては「公共事業の実施にあたっては、(中略)、景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと。」が求められた。

良好な景観の形成の実現には、景観法をはじめとする規制・誘導方策の活用と、各種事業の実施の大きく 2 通りの手法が考えられる。本ガイドラインは、事業による良好な都市景観の形成を促進するため、都市整備に関する事業において、良好な景観形成を図るための指針として、平成 17 年 3 月に公表された『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)』をもとに、国や地方公共団体等における景観形成への取組み進捗等を踏まえて改訂したものである。

なお、本ガイドラインに盛り込まれた内容は、今後の知見の蓄積に応じて順次改訂を行う。

(2) 本ガイドラインの位置付け

良好な景観形成における都市整備に関する事業の意義

都市景観は、公共空間や建築物等の集合として成り立っている。良好な景観形成を進めるには、建築物等の更新の機会や、公共空間の更新の機会を捉えた継続的努力が必要である。こうした中で、都市整備に関する事業は、地域の景観形成を効果的に進める大きな契機となる。そのため、個性ある美しい地域づくりの推進主体である地方公共団体、特に地域や住民にもっとも身近な基礎的自治体である市町村は、都市整備に関する事業の実施において、積極的に良好な景観形成の推進に努めることが望ましい。

本ガイドラインは、景観緑三法案の国会附帯決議を受け策定されたものであり、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業（旧まちづ

くり交付金)などの都市整備に関する事業を対象としている。また、地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的な助言の性格を有するものであり、その活用については地方公共団体の判断にゆだねられる。活用場面としては、都市整備に関する事業に携わる実務者が、事業を通じて景観に配慮し、良好な景観を形成しようとする際等に活用されることが考えられ、都市整備に関する事業における景観形成の基本的考え方、実践的方策、事業により良好な都市景観を如何にして具現化するかという道筋を指針として示したものである。

良好な景観形成をめざす事業実施にあたって

良好な景観形成は、関連する様々な事業が相互に連携することにより効果が高まるものである。また、都市景観とは、地域の歴史、文化、自然等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。都市の特性はそれぞれ異なっているため、都市整備に関する事業の実施にあたって、良好な景観の形成に関して正解は唯一ではなく、それぞれの地域ごとに適切に判断されるものである。

良好な景観形成をめざす事業の実施にあたっては、景観担当部局との連携を図り、規制・誘導等の施策との連携、行政機関相互や住民、専門家等との連携、協調が重要である。また、全体として調和がとれ、一貫性のある都市景観を形成するためには、関係者間での合意形成が重要であり、これに向けた取組みが求められる。

また、本ガイドラインの内容を参考として、地方公共団体が地域の特性を踏まえた独自の景観形成ガイドラインを策定することが期待される。

(3) 本ガイドラインの構成

本ガイドラインは、以下に示す2部構成とする。

第Ⅱ編(共通編)は、都市整備に関する事業において景観形成を推進するうえでの基本的考え方、及び各事業で共通する事項の要点を整理した。具体的には、取組みの流れ、景観形成にあたり把握すべき事項、事業の流れと景観形成、景観形成のための体制構築についてとりまとめた。

第Ⅲ編(各事業編)は、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業の5事業それぞれにおける景観形成の進め方及び個別事業独自の特記事項などを整理した。

第Ⅱ編 都市整備に関する事業における都市景観形成にあたっての基本的考え方

第Ⅱ編においては、都市整備事業における都市景観形成にあたっての基本的な考え方及び配慮事項についてとりまとめている。以下に、景観形成の取組みの流れを整理する。大きくは「景観形成にあたり把握すべき事項」「事業の流れと景観形成」「景観形成のための体制構築」によって構成される。

第1章 景観形成にあたり把握すべき事項

良好な都市景観を形成する都市整備に関する事業に取り組むにあたっては、当該地域や事業対象地の景観に関する現況を十分に把握、分析した上で、当該地域の景観形成の目標像を把握し、関係者間で共有することが重要である。

1-1. 事業対象地等の景観に関する現況把握

1-1-1. 現況把握の対象

事業者は、事業により適切な景観形成を図るため、既往計画・制度、現地状況、景観形成活動等の観点から、当該地域の特性を把握する必要がある。

1-1-2. 既往計画・制度等に関する調査

① 景観形成に関する諸計画

事業者は、当該地域において景観計画、景観条例、景観ガイドライン等が策定されている場合には、これらの計画内容を十分に把握する必要がある。これらの既往の調査、計画が実施されていない場合には、景観担当部局と連携しつつ現地の実態調査を行うなど、事業の早い段階で当該地域周辺の景観現況を把握することが望ましい。

② 関連分野の諸施策

まちづくりは、中長期的都市戦略として景観形成以外にも様々な目的があることから、事業者は、景観形成にあたり、当該地域及び事業対象地における景観分野以外のまちづくりの方向性についても把握することが望ましい。

③ 規制等

事業者は、事業対象地における都市景観の形成に関連する各種行為規制について、その内容と目的等を把握し、当該事業の計画・設計に反映させる必要がある。行為規制の把握にあたっては、国の法制度によるものだけでなく、地方公共団体独自の条例等によるものも対象とする必要がある。

1-1-3. 現地状況に関する調査

事業担当者は、事業段階に拘わらず、現地に赴き、資料では把握できない事業対象地周辺の状況を十分に把握することが望ましい。

1-1-4. 景観形成活動に関する調査

事業者は、当該地域における景観に関する様々な活動や取組みの状況を把握することが望ましい。

1-2. 景観形成の目標像の把握または設定

事業者は、当該地域における景観形成の目標像を把握し、関係者間でその目標像を共有することが望ましい。

目標像が具体的に示されていない場合は、事業者自らが当該地域における景観形成の目標像を検討または設定することが望ましい。

第2章 事業の流れと景観形成

事業により良好かつ一貫した景観形成を実現するにあたっては、当該事業の各段階における時間的管理、関連する公共事業並びに民間事業との連携にあたっての空間的管理、さらに景観形成の目標像実現のための配慮が必要である。

本章では、事業の各段階における景観形成の考え方、事業対象地や周辺における関連事業との連携による景観形成の考え方、さらに景観形成を進める上での留意事項をとりまとめる。

2-1. 事業段階と景観形成

2-1-1. 事業の各段階を通じた一貫性の確保

事業者は、事業の各段階において、事業当初の景観形成方針や事業の実施過程における景観検討の内容を確認し、一連のプロセスを一貫した考えのもとに進めることが望ましい。

なお、周囲の状況の変化を踏まえ、景観形成方針等に見直しが必要な場合は、その前段階における検討経緯を十分に踏まえ、変更の理由と経緯等を次の段階に継承する必要がある。

2-1-2. 構想・計画段階

構想・計画段階においては、事業者は、当該地域における景観形成の目標像や事業対象地の現況等について把握し、これに基づき当該事業における景観形成の基本的考え方・具体的方針等を検討することが望ましい。

事業者は、そのうえで当該事業により整備される施設の基本的な諸元について検討することが望ましい。

2-1-3. 設計・施工段階

設計・施工段階においては、事業者は、構想・計画段階で検討した目標像・基本的考え方・具体的方針等またはとりまとめた景観整備方針（以下、事業の景観形成方針）を適切に継承することが望ましい。

設計段階では、施設の規模・形状・配置及び意匠・色彩・材質等の詳細な事項について、周辺の景観との調和に配慮しつつ検討することが望ましい。

施工段階では、事業の景観形成方針を適切に施工に反映させることが望ましい。

2-1-4. 維持管理段階

維持管理にあたっては、事業者は管理者へ事業の景観形成方針及び設計・施工時の意図を十分伝えることが望ましい。

また、維持管理に先立ち、地域の住民や景観整備機構等の団体等と連携・協働の体制を構築することが望ましい。

2-2. 関連事業との連携による景観形成

2-2-1. 関連公共事業との連携

事業対象地の近傍に関連する公共事業等がある場合には、当該施設の管理者や周辺の事業者と連携し、当該地域における景観形成の目標像等を共有するとともに、その実現に向けてデザインの調整などを行うことが望ましい。

2-2-2. 公共事業と民間事業の協力・協調

事業者は、事業対象地周辺の民間事業者と当該地域における景観形成の目標像を共有し、整備に取り組むことが望ましい。

2-2-3. 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画の活用の留意点

地域の自然や歴史・文化を活かした街並みづくりなど、まちづくりにおいて良好な景観形成を図る上で、都市再生整備計画の仕組みを活用することも有効である。都市再生整備計画の活用にあたっては、計画に位置付けられた複数事業において、関係者間で景観形成の将来の目標像を共有し、相互連携を図って事業を進めることが望ましい。

2-3. 景観形成を進める上での留意事項

事業における景観形成を進める上で、事業（担当）者、計画・設計・施工者が、留意すべき事項として、「時間変化への対応」、「地域個性の演出の考え方」、「チェックリストの活用」、「コストの考え方」、「合意形成のためのツールの活用」、「プロポーザル・設計競技等の活用」、「成果の確認と改善方策に係る仕組み」の7項目を以下に示す。

2-3-1. 時間変化への対応

都市景観の形成は、まちの形成、成熟という時間の流れや、樹木の成長、あるいは素材の経年変化などによって、長い時間をかけて完成するという性格を持っている。そのため、時間の変化については、計画・設計段階から検討する姿勢を持つことが望ましい。

また、昼夜の変化や、季節の変化なども景観の大きな要素であり、事業者、設計者等の姿勢として、周辺土地利用の変化の動向なども見据え、景観変化の可能性に留意することが望ましい。

2-3-2. 地域個性の演出の考え方

良好な都市景観は、地域固有の特性と密接に関連するものであり、必要に応じて個性の演出を図ることが望ましい。

個性の演出にあたっては、当該地域の既存の個性を保全・活用することのほか、新たな個性を創出することも考えられる。

新たな個性を創出する際には、当該地域における保全又は活用すべき個性を十分に把握するとともに、住民の意見把握や専門家等との協議などを踏まえ、慎重に検討することが望ましい。

2-3-3. チェックリストの活用

良好な都市景観を形成していく上では、事業の構想・計画段階から維持管理段階に至る各段階において、景観形成に対する適切な配慮がなされていることを確認することが望ましい。そのためには、地方公共団体独自の景観形成ガイドライン等に基づいて、景観形成への配慮事項をとりまとめたチェックリストを作成し、各段階において、事業担当部局もしくは景観担当部局が適切に確認することが有効である。

さらに、こうしたチェックリストを有効に活用するためには、運用体制をはじめとして、実効性のある運用の仕組みを構築することが望ましい。

2-3-4. コストの考え方

事業における景観整備にはコストがかかるというイメージがあるが、シンプルな手法や地域の特性に応じた最適な事業手法や構造形式を用いることにより、コストを抑えて適切な整備を図ることは可能である。一方、単なるグレードアップや安直な化粧的な手法の採用によるコストの増加は避けなければならない。

事業における景観整備においては、単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト削減のみを優先し景観整備を省くのもなく、事業の景観形成方針を踏まえた適切なコスト管理を行い、必要なものに対して適切なコストをかけることが本質的に重要である。

2-3-5. 合意形成のためのツールの活用

景観検討における合意形成には、住民等や関係者が共通の景観形成のイメージを持ち、客観的に景観の評価を行うことができる方法を採用することが望ましい。

そのためには、視覚的手法（ヴィジュアル・シミュレーション）による形の確認が有効である。具体的には、模型、スケッチパース、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックス等の方法があるが、内容に合わせ適切な媒体と精度を選択する必要がある。

2-3-6. プロポーザル・設計競技等の活用

良好な都市景観の形成を図る事業の計画・設計においては、高度な技術力や判断力が必要であることから、これらに対応できる能力を持つ設計者を採用することが重要である。当該地域や事業対象地に相応しい設計を実現することが出来る創造力、技術力、経験などを持つ企業や設計者を選ぶため、適切な方法により設計者の選定を行う必要がある。具体的な選定方法として、設計者を選定するプロポーザル方式、最も優れた設計案を選ぶ設計競技方式等が考えられる。

2-3-7. 成果の確認と改善方策に係る仕組み

都市整備の実施及び関連する民間等による景観形成の取組みにおいては、成果として現れた空間や景観が、事業の景観形成方針に整合するものかどうかを確認し、必要に応じて改善することが望ましい。そのためには、PDCAサイクルのような概念に基づく評価のためのシステムを整備し、成果を確認するための指標や、十分な成果が得られていない場合の改善の方策等を検討することが望ましい。

第3章 景観形成のための体制構築

都市整備事業による良好な景観形成に向け、事業を担当する部局は第1章や第2章に示されている事項を検討・対応するため、市民や専門家、景観行政担当部局等と連携して取組む体制を構築することが望ましい。

本章では、都市整備事業者と景観行政担当部局、専門家、住民等との連携体制の構築についての基本的な考えをまとめる。

3-1. 市民・行政・専門家等の連携・協働による体制構築

事業者は、当該事業を推進する各事業部局、専門的立場からその取組みを支援する専門家等、及び公共空間を利用し、維持に関わる地域住民等との連携・協働体制を構築し、構想・計画段階から事業完了後まで持続させることが望ましい。

3-2. 景観担当部局等との連携・協働

景観形成を図る事業において、当該地域における景観形成の目標像を的確に把握し、事業の景観形成方針を適切に設定するため、当該事業に関わる事業者及び事業担当部局は、景観担当部局と連携を図ることが望ましい。さらに、当該地域の都市景観形成に関する整合性を確保するため、他の都市整備に関する事業者はもとより、緑地や水辺などの景観整備を行う事業者とも十分に連携を図り、関連事業がある場合はデザインの調整等を行うことが望ましい。

施設の維持管理や移管にあたっては、当該事業の景観形成方針や計画・設計の意図を継承するため、将来管理者と十分な調整を図ることが望ましい。

3-3. 専門家等の活用

事業者は、構想・計画・設計・施工までの各事業段階における施設の位置、配置、規模、形状等の検討に際し、専門家等から多様な意見を聴取することが望ましい。

専門家等の選定にあたっては、事業の特性に応じた中立性、公平性や地域の熟知度などを考慮することが望ましい。

3-4. 住民等との連携・協働

事業者は、事業の景観形成方針等景観形成に関する情報を住民に適切に提供するとともに、住民の意見や提案を募るなど、住民参画を積極的に促し、協働することが望ましい。

住民参画にあたっては、ワークショップ等の対話型手法を導入することが望ましい。

第Ⅲ編 都市整備に関する事業における景観形成の進め方

第Ⅲ編では、都市整備に関する事業それぞれについて、景観形成の進め方及び個別事業独自の特記事項などについてとりまとめている。「市街地再開発事業」「土地区画整理事業」「街路事業」「都市公園事業」「下水道事業」の5事業によって構成される。

第1章 市街地再開発事業

1-1. 市街地再開発事業における景観形成の基本的な考え方

市街地再開発事業は、駅前や中心市街地等において細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物の建築を行うとともに、駅前広場等の公共施設を一体的に整備する事業である。総じてその規模が大きく、市街地の環境を抜本的に改善し、周辺への波及効果が期待される事業であるため、高度利用、都市機能更新などとともに、市街地の良好な景観形成に資することが求められる。

本章は、市街地再開発事業の実施にあたり、良好な景観形成の観点から公共空間や施設建築物のあるべき姿を見出していくための視点や、体制づくり等の留意点をまとめたものである。

1-1-1. 景観形成の意義

① 都市のシンボルとなる景観の形成

市街地再開発事業は、駅周辺や中心市街地等の「まちの重要な地区」において実施され、新たに施設建築物と公共施設を整備することによって市街地の環境を抜本的に改善するものであり、まちの新しい拠点を形成するとともに、その都市のシンボルとなる景観を形成することとなる場合もある。このため、事業の実施にあたっては、都市全体の景観に対する影響に十分配慮することが求められる。

② 地域イメージの向上

市街地再開発事業は、魅力ある景観を備えた都市空間を形成することによって、まちなかでの市民の活動や交流の場となり、地域イメージを向上させることができ、さらには地域の資産価値の向上も期待される。

1-1-2. 景観形成の視点

① 総合的な景観形成

市街地再開発事業は、空間を構成する「施設建築物」と「公共施設」を、一体的かつ同時に整備するものであることから、周辺の地区の景観や地域の景観の特性との連続性や整合性に配慮した、総合的な景観形成を図ることが望ましい。

② 地域の固有性の表現

歴史的な街並みのように、明確な地域の固有性が存在する地区においては、それらに配慮した

景観形成を図ることが考えられる。一方、景観形成にあたって特筆すべき手がかかりを持たない地区においては、地域の景観の特性を自然や歴史、生活の営みなどから読み解き、市街地再開発事業における景観形成に反映させることによって、地域の固有性を表現することが考えられる。

③ 事業成立性との両立

市街地再開発事業の施設建築物の高さや規模は、景観形成に大きく影響する一方で、事業の成立性とも密接に関係している。このため、これらの検討を行う際には、景観への配慮についても並行して検討を行い、権利者と周辺の住民等との合意形成を図っていくことが望ましい。

1-2. 市街地再開発事業の各段階における景観形成のための留意点

1-2-1. 構想から都市計画決定まで

① 景観形成に向けた権利者の意識と地域の気運を高めるための取り組み

市街地再開発事業は、権利者等が中心となって意思決定をしながら進めていく事業であることから、景観形成においても、周辺を含めた地域の景観の特性や、事業によって形成される良好な景観がもたらす効果等について伝えることにより、事業の初期段階から継続して景観形成に向けた権利者等の意識を高め、主体的な取り組みを促していくことが望ましい。

また、地域住民に対して、計画立案等に参加する機会を設けること等により、市街地再開発事業を通じた良好な景観形成に向けた地域の機運を高めていくことが望ましい。

これらの取り組みは、専門知識を持ったNPOなども協力しつつ、地方公共団体の景観担当者と事業担当者が連携して進めることが考えられる。

② 周辺の景観や地域の景観特性との整合性に配慮した計画検討

市街地再開発事業の初動期における施設建築物の規模や公共施設の配置等の検討と並行して、周辺の景観や地域の景観特性との整合性についても検討することが望ましい。

取り組みにあたっては、権利者等の計画検討の場に、景観に係る有識者（学識経験者、建築家、都市計画コンサルタント等）が参画できる体制を整えることが考えられる。

③ 重要な視点場からの景観への配慮

地域を代表する景観を構成する空間の中での事業の実施を検討する場合、重要な視点場から見た景観を阻害しないよう、建物の規模や意匠等の検討について十分な配慮が必要である。

1-2-2. 都市計画決定から事業計画認可まで

① 権利者等と地域住民とのイメージの共有のための取り組み

事業計画の認可に向けた施設建築物の基本設計や事業の収支計画の作成にあたっては、市街地再開発事業を通じた望ましい景観形成のあり方について、権利者等と地域住民がイメージを共有していくことが望ましい。

具体的には、景観に係る有識者の協力のもと、権利者等が考える景観形成のコンセプトやイメージを具体的な形にするために、周辺を含めた広範囲の模型、スケッチ、CG等のツールを活用しながら検討を行うとともに、地域住民を交えたワークショップや報告会を通じて景観形成のコンセプトやイメージを共有していくことが考えられる。

② 景観の連続性を意識した施設建築物の配置の検討

施設建築物と公共施設、施設建築物と周辺建築物の間の中間領域は、周辺の地区の景観との連続性の確保において重要な要素となるため、施設建築物の配置の検討にあたっては、公共施設との一体感や連続性、隣接敷地との間の空間の取り方等に配慮することが望ましい。

③ 広場やオープンスペースの検討

施設建築物周辺の広場やオープンスペースは、まちなかでの賑わいを演出する場となるとともに、まちなかにおけるアイストップとなるため、歩行者の視点からの検討を行うことが望ましい。

1-2-3. 事業計画認可から権利変換計画認可まで

① 施設建築物の実施設における景観形成の検討

施設建築物の実施設にあたっては、建物のファサード、色彩・材料、付属設備・その他施設の形態意匠等について、景観形成の観点から詳細に検討することが望ましい。

特に、歩行者の視線レベルにある施設建築物の低層部については、通りの雰囲気やまちなかにぎわい、適切なスケール感を演出する上で重要な要素となるため、十分な検討を行うことが望ましい。検討にあたっては、地域住民の意見を聴取し、計画にフィードバックしていくことも考えられる。

② 持続的な維持管理・運営の体制づくりに向けた取り組み

整備後の維持管理・運営が不十分な施設は、次第に資産価値が低下し、景観の観点からも劣化が進んでいくこととなる。このため、計画段階において、権利者等が地方公共団体や地域住民等と連携し、事業完了後においても持続的な維持管理・運営ができる体制づくりや規定の整備等を検討しておくことが望ましい。

1-2-4. 施工段階

施工段階においては、建築物の材料、色彩等の計画段階のイメージとの整合について検証することが望ましい。

具体的な検証の方法としては、現場での材料の試験貼り等が考えられる。

1-2-5. 事業完了後の維持管理・運営

事業完了後においては、地域の実情を踏まえ、権利者等が地方公共団体や地域住民等と連携し、施設の維持管理・運営を行う体制を組織し、継続的に施設建築物・公共施設・樹木等のメンテナン

ス、屋外広告物のチェック等を行い、良好な景観形成やまちなみの維持にあたっていくことが望ましい。

また、地域でのイベント等の企画・実施により、にぎわいの創出や維持管理に係る活動資金を確保することが考えられる。

第2章 土地区画整理事業

2-1. 土地区画整理事業における景観形成の基本的な考え方

2-1-1. 土地区画整理事業における景観形成の位置づけ

土地区画整理事業は、公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図るため、施行者と地権者が協力して、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業である。

このような特性を活かして、土地区画整理事業は、郊外部の新市街地の整備から、既成市街地内の中心市街地の活性化や密集市街地の解消等まで、多様な目的のために活用されてきており、これらの多様な目的に応じて経済活動の場や生活交流の場として質の高い都市空間を形成していくことが望ましい。この質の高い都市空間の重要な要素の1つとして「景観」があり、土地区画整理事業の実施に当たっては良好な景観形成に積極的に取り組むことが望まれる。

2-1-2. 土地区画整理事業における景観形成の特徴

① 土地区画整理事業の総合性

土地区画整理事業は、公共施設の整備だけでなく、区域全体の街区構成の変更が可能であることに加えて、街区が変更された地区においては多くの場合、既存の建築物の移転補償により建替更新が行われる。これは、一定の規模の区域において大きく景観が変わる機会であり、総合的な景観形成に取り組める数少ない機会である。一方で、手をこまねいていればその影響は長期に及ぶことを認識した上で、公共施設の整備についてのみ景観形成の対象とするのではなく、街区構成や建築物の建替更新等についても事業計画の早期の段階から景観形成の対象として一体的に捉えることが望ましい。

② 土地区画整理事業の抜本性

上記①の総合性は、同時に、既存の景観を構成していた公共施設や建築物等を更新することにより、これまでの景観を抜本的に置き換えることが可能であることも意味している。このため、既存の景観について十分な検討が行われないうまま事業が実施されると、歴史的に蓄積されたまちの雰囲気、文化的な風土、地域の個性等を喪失するおそれもある。

このようなことが起きないように、事業の実施にあたっては、既存の景観的な要素等を把握して、それらの既存のものを活かすことと、新しい空間を創造することとを比較衡量しながら総合的に検討することが望ましい。なお、新たな個性を創出する場合には、専門家との協議・住民等の意見の把握等を踏まえて慎重に進めることが望ましい。

③ 土地区画整理事業の地権者等の参画

土地区画整理事業においては、施行者に換地処分や建物移転等の私権の制限を伴う事業執行の権能が与えられていることもあり、地権者の意見を事業に反映させる手続きが法的に規定されている。また、これらの法的手続きを円滑に進めるため、事前に説明会や意見聴取等の任意の取組

みが行われることが一般的である。

これらの手続き等を通じて、都市空間の構成及び景観の形成の基本方針等に地権者等の意見を反映することが可能であり、土地区画整理事業による質の高い空間の形成について、地権者等の主体的な取り組みを促すことが望ましい。

④ 土地区画整理事業と維持管理（まちの運営・景観マネジメント）

良好な景観形成のためには、従来は計画・設計段階に止まりがちであった景観面への取り組みを、施工段階や整備後の管理運営段階まで広げていく（まちの運営・景観マネジメント）ことが望ましい。このため、都市空間の構成及び景観の形成の基本方針には、土地区画整理事業として行われる公共施設の整備や街区構成の変更、事業と併せて行われる建替更新だけでなく、事業終了後の公共施設や建築物等の維持管理等も含め、地域の身の丈に合った体制、財源措置等で維持管理し続ける工夫を景観形成の重要な要素として捉えていくことが望ましい。

2-2. 景観形成のための地権者・住民等の参画・連携

2-2-1. 地権者参加型事業としての特性の活用

土地区画整理事業は、そもそも地権者参加型の事業であり、施行者と地権者が協力して事業を実施することが前提となっているが、高質な都市空間の形成を通じて景観形成を進めるためには、地権者のより一層積極的な参画が求められる。一方、景観には、周辺住民による社会経済活動も大きな影響があることから、周辺住民の意見の把握、分析、導入等について地域の状況に応じて柔軟に対応することが望ましい。地権者参加型の事業特性を活かしつつ、その他関係住民とのバランスに配慮しながら、事業の立ち上げ段階から住民等の参画による高質な都市空間づくりの体制を整備していくことが望ましい。

この際、施行者は、良好な景観形成に向けた意識喚起、必要な情報提供等を十分に行なったうえで先行事例等に必要以上にこだわることなく、地権者等の意見を尊重して地元と一体となって事業を進めていくとともに、事業のスムーズな進捗のため、地域の窓口となって地区外からの意見に適切に対応していくことが求められる。

2-2-2. 地域の総意を反映し、明快な位置づけを持つ組織体制づくり

住民等による組織体制づくりは、住民等の発意によることが望ましい。その構成については、最終的には地域の総意を反映する組織体制とすることが望ましいのはもちろんであるが、地権者等のまちづくりへの熱意の高い地区を先行して取り組みを進め、検討の段階に応じて、柔軟に規模、構成員を調整したり、行政が橋渡し役を果たすことで検討が円滑に進む場合があることに注意が必要である。

住民組織の形態としては、地権者等や専門家等からなる委員会その他、土地区画整理組合による人的つながりを活かした組織、広く市民が参画する組織等が考えられ、制度的位置づけとしては、協議会等の任意団体や、NPO等法人格を持った団体等が考えられる。行政においては、住民組織を

継続的に支援することが必要である。

2-2-3. 持続的で発展的なまちづくりを進める組織体制づくり

景観は、地元の住民等の継続的な取り組みにより形成されるものであることから、事業完了後のまちの維持管理についても、行政に委ねるだけでなく、住民等が積極的に参画することが望ましい。

このため、住民等による組織に対しては、事業完了後の維持管理までを念頭におき、積極的な情報提供等を行うことでコスト感覚を持ち、持続的なまちの維持管理を行うことが可能な組織体制とすることが考えられる。住民等による組織が公共施設等の維持管理に参画を検討する場合には、行政は先行事例の収集に努めつつ公共施設管理者との橋渡し役となり、両者にメリットのある持続的な仕組みの構築に努めることが望ましい。

加えて、イベントの企画運営など、整備後のまちの使い方を考える体制を別途構築することで、より有効なまちの運営が可能になる場合もあると考えられる。

2-2-4. 専門家の活用

土地区画整理事業において景観形成の検討を行う場合には、住民等の意思決定を補完し合意形成の促進を図るため、専門的な立場から指導・助言を行う専門家を活用することが考えられる。専門家には、地域の実情に応じ、行政あるいは住民組織の一員として、地権者等、行政及び関係機関と等距離において協議調整にあたる場合等が考えられるが、その役割が曖昧なものとならないように、公的な位置づけを付与する等、その役割なりの責任ある判断を下し得る環境を整備することが考えられる。

このような専門家を活用する場面としては、地権者等と周辺住民全体との利害調整、住民等の意向・要望の取舍選択と計画等への反映、計画全般に関する助言、景観資源の発掘等が考えられる。

なお、専門家を活用する際には、その役割、立場、待遇について、関係者の間で共有されていることが重要である。

2-3. 景観形成のための事業の各段階における留意点

2-3-1. 構想から都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意までの段階

① 施行地区において実現すべき都市空間の構成及び景観形成の基本方針の整理

景観形成の第一段階としては、都市空間の構成及び景観の形成の基本方針を整理する必要があるが、この段階で整理された基本方針は、その後の段階全てに影響が及ぶため、できる限り住民等による自主的な共通認識として整理し、基本方針に関する明確な合意形成を図っておくことが望ましい。

景観法の施行以降、市民の景観に対する関心は高まりつつある。しかし総合的にまちの景観を変更しうる土地区画整理事業において、まちのイメージを共有することは容易ではなく、地域の状況によっては地権者に具体的なイメージを提示する前にコンセプトについて合意形成を図るこ

とで、以降の景観形成の合意が容易になる場合もある。

また、基本方針に含める内容については、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応することが望ましい。この際、景観計画、景観条例、景観ガイドライン等が制定されていればそれらを、また景観を直接の目的としていなくても、地域の環境や文化財等に関する計画や調査報告があれば、それらについても精査して、守るべき歴史的要素や自然要素等を把握し、施行地区及びその周辺地域における景観資源を確認した上で、これまでに蓄積された景観を認識せずに喪失することがないようにすることが望ましい。

② 景観資源等の街区設計への反映

基本方針に基づき、事業の目的に応じて施行地区における経済活動や生活交流の場として必要となる都市機能の配置や土地利用等が図れるようにしつつ、都市空間の構成及び景観の形成の観点から、区画道路や公園等の公共施設の配置、その他核となる大規模施設の配置や街区構成を検討することが望ましい。なお、市街地の骨格を形成する都市計画道路等の公共施設についても、真に必要な見直しの可能性を検討することが考えられる。

公共施設の配置と街区構成は、換地にも影響が及ぶものであり、その旨地権者にも周知した上で、地権者とも調整を図りつつ、検討することが必要である。また、検討内容の合理性を高め、都市空間や景観のイメージの共有化を図るため、CG・模型等の視覚的手法を活用することが考えられる。

2-3-2. 都市計画決定又は事業実施に係る基本的な合意から換地設計までの段階

① 事業完了後の土地利用意向及び建物整備計画との連携

換地設計までの段階では、街区の形状を決定するとともに、公共施設の規模や形状、整備水準等について、詳細な平面計画の検討が行なわれるが、特に区画道路や公園等の公共施設は、都市空間や景観に大きな影響を与えることから、慎重に検討することが望まれる。

これらの検討にあたっては、公共空間と沿道宅地を一体として捉え、住民等による土地利用意向や建築物の計画等と、事業による換地の位置や形状、更には道路等の公共施設の整備内容について整合や調和を図ることが望まれる。また、都市空間と景観は住民等の経済活動や生活交流と調和してこそ相乗効果を発揮し、また持続可能性が高まるため、地権者の意向を個別に把握し、事業完了後に各地権者が進めようとする土地利用に応じて、複数地権者間で位置の調整を行うことが考えられる。

また、事業完了後のまちの姿について、立体的な空間イメージを共有しつつ、建築活動等に関する規制誘導措置の導入を念頭において進めることが考えられる。

② 事業完了後の維持管理体制の検討

良好な景観が持続し、改善されていくようにするため、事業完了後のまちの維持管理に関する住民等と行政の役割分担を明確にするとともに、住民等参画型の維持管理体制のあり方や、事業完了後の維持管理を考慮した街区及び公共施設の整備内容の適合性等を検討することが考えら

れる。

③ 公共施設の整備水準に関する留意点

事業完了後の土地利用の展望等を踏まえ、土地区画整理事業により整備する公共施設の整備水準やデザインを決定する際、沿道土地利用との適合性、維持管理の容易さ、ユニバーサルデザインの実現、材料の特性、整備費用の妥当性等に配慮しつつ、地権者・専門家等の意見を取り入れてデザインを選定することが考えられる。

2-3-3. 公共施設整備の実施段階

公共施設整備の実施においては、計画段階の景観イメージと整合しているかについて確認を行うが、整備主体と、地権者・専門家等との調整が確実に行われるような仕組みが求められる。

計画段階で具体的な材料まで特定されていることが通常であるが、この段階でも、再度、地区特性への適合性、既に立地又は計画している沿道建築物との調和等について現場で検証を行うことが考えられる。

また、都市内の不特定の人が利用する公共空間であることから、材料の試験貼り等により住民等の意見を機動的にフィードバックすることが考えられる。

2-3-4. 建築物等が建設されるまでの段階の規制誘導

土地区画整理事業では、仮換地指定後、新たな建築物の建設が始まる。このため、基本方針に即した規制・誘導は、それ以前に確定しておくことが望ましい。

各建築物の設計については、基本方針を十分認識した上でデザインされるよう、専門家等の協力を仰ぐことなどが考えられる。

あわせて各建築物の設計のチェック等を行い、規制・誘導内容に即したものとなっているか確認することが望ましい。

また、都市空間や景観に一体感が創出されるよう、基本方針に基づき、事業完了後の土地利用の展望や公共施設の整備内容との整合を図りつつ、沿道宅地における具体的な規制・誘導の方向を決定し、その上で、具体的な規制・誘導手法を選択することが考えられる。

2-3-5. 事業完了後のまちの維持管理の段階

土地区画整理事業による公共施設の整備等は、換地処分をもって完了するが、都市空間や景観の観点からは、事業完了後の維持管理の段階は、事業により形成された都市空間や景観を成熟させる重要な段階といえる。

このため、都市空間や景観の形成を継続的に行うため、住民等によるまちの維持管理の充実を図ることが考えられる。維持管理の体制、運営方法、活動資金等については、地域の実情を踏まえた創意工夫が必要であるが、事業の初動期から積極的に参画している住民等或いは組織が母体となり維持管理を行うことも考えられる。事業完了に伴い立地する企業や新たな住民等による参画は、積極的に受け入れるべきであるが、維持管理の水準の維持および継続性の確保のため、地区計画、建

築協定等やまちづくり協定等を活用し、参画のルールを定めておくことが望ましい。

2-4. 他の事業制度との連携

高質な都市空間の形成を通じて景観の形成を進めるためには、施行地区内のみならず、周辺の事業との連携による連続的な市街地の整備、土地区画整理事業による公共施設整備にあわせた適切な建物整備事業の導入等、他の事業制度と連携してより総合的に取り組むことが考えられる。

2-4-1. 建物整備に関する諸制度との連携

土地区画整理事業と市街地再開発事業とを一体的に施行することや、建物整備関連の事業等を実施することで、敷地の共同化と土地の高度利用を通じ景観に配慮したゆとりある都市空間の形成が可能となり、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

2-4-2. 密集市街地対策事業等との連携

土地区画整理事業と連携して密集市街地の対策等を目的とした住宅整備関連の事業を実施することにより、公共施設整備に併せて、換地による移転の対象とならない老朽建築物等の除却・建替が促進され、高質な都市空間の形成を通じて、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

2-4-3. その他施策との連携

社会福祉施策、商業活性化施策等の地区の特性や基本的考え方に整合した施策との連携を図ることにより、高質で魅力的な都市空間の形成が可能となり、良好な景観形成の一層の進展が期待される。

2-5. 他の都市整備に関する事業における景観形成の進め方との関係

土地区画整理事業は、一定の区域について、街路事業により整備することができる都市計画道路、公園事業により整備することができる都市公園を一体的に整備する事業である。

このため、土地区画整理事業の実施に当たっては、本章のみならず、必要に応じて街路事業、公園事業等における景観形成の考え方も参考とすることが望ましい。

第3章 街路事業

3-1. 街路の景観設計の基本的考え方

3-1-1. 街路の景観設計の特徴

街路は、都市の骨格を形成するとともに、地域の生活、都市の活動と密接に関連して存在しており、美しい国づくりには美しい街路整備が欠かせない。

また美しい街路は、街路のみで完結せず、周辺景観とのかかわりのなかで初めて成立するものであり、道路構造物や舗装等の街路の構成要素のみでは美しい街路は実現できないのである。ここに街路の景観設計の本質と特徴がある。街路の景観設計においては、街路自体を機能的で使いやすいことに加え、沿道空間と一体となって地域に根ざした街路の美しさを追求して、必然性のある存在として地域におさめられることを目指すべきである。

3-1-2. 街路の景観設計の方向性

街路の景観設計は、街路を地域のなかに馴染んだものとしておさめ、地域におのずと受け入れられるものとするべきである。また、特異で唐突な存在とするのではなく、万人にとって使い勝手の良い障害物のない空間を確保して、飽きのこないシンプルなものとするのが望ましい。

3-1-3. 地区交通計画による都市景観の向上

歩いて暮らせるコンパクトな都市構造を実現していくためには、都市内交通の再構築により、総合的な交通マネジメントのもとに快適かつ良好な都市景観の形成に取り組んでいくことが街路事業の前提となる。

3-2. 街路の景観設計の進め方

3-2-1. 景観設計の手順

街路の景観設計は、地域や街路の特性把握にはじまり、街路の構想・計画、設計・施工、維持管理の各段階において、一貫した方針のもとに進めることが望ましい。

街路事業においては、事業完了後は、道路管理者が施設管理を引き継ぎ、その後の道路管理を行うことになる。そのため、景観設計の考え方や住民参加等による景観形成の取り組みなどについて、それまでの方針を道路管理者に適切に継承することが重要である。

なお、事業の各段階において、景観的問題が生じた場合には、その前段階までの検討内容を十分に踏まえ、方針の再検討を行うことも考えられる。

3-2-2. 構想・計画段階における配慮事項

構想・計画段階における街路の景観検討とは、計画街路を都市計画決定するまでの段階である。

ここでは、街路が通過する地域や景観資源等の地域特性との関係性や街路のフォーメーション、

線形、横断形状、構造物の位置や延長など、街路景観の骨格を形成する事項が決定される。またこの段階では、地域特性や地域の将来像を把握した上で、街路事業を通じて目標とする景観ビジョンを明確化し当該事業における景観形成方針を策定することが重要となる。

① 地域特性の把握

街路の景観設計においては、沿道における様々な立地施設や街並み、自然景観等との関係性を基盤とする地域特性に加え、都市部の道路ネットワークにおける当該街路の役割を踏まえるとともに、都市に刻まれた成り立ちや履歴を尊重し、これらに十分配慮して検討することが原則である。

② 景観ビジョンの明確化

街路景観は、市民、沿道の民間事業者、地方公共団体、国、警察、交通事業者等の営為の結果であり、これらの多様な活動の指針となる「地域の将来像」を上位計画、既存調査、関連施策等に基づいて把握した上で、街路景観の整備目標となる「景観ビジョン」を明確化し、その目標を具現化するための「景観形成方針」を策定していくことが望ましい。

③ 街路景観の骨格を構成する要素

街路の計画段階においては、街路景観の骨格を形成する要素「街路の性格付け、類型化」「線形計画（平面的位置関係・縦断的位置関係）」「横断構成」「構造物の位置、延長等」について十分に配慮し、計画与条件を設定し、計画検討を行うことが望ましい。

また景観設計にあたっては、その検討段階や検討内容に応じて、透視図、フォトモンタージュ、スタディ模型、透視図、コンピューターグラフィックス等の視覚化手段を適切に選択し、活用することが望ましい。また、これらは原則として街路本体だけでなく、地形地物を含んで作成することとし、その検討段階と目的に応じた適切な表現方法を用いることが望ましい。

a) 街路の性格付け、類型化

街路の景観設計にあたっては、都市の役割に応じた街路の配置等を重視し、かつ日常道路を利用する市民の生活実感に即した類型化である「街路の格」を参考にすることが好ましく、これらを街路の景観設計に結びつけることが望ましい。

b) 線形計画（平面的位置関係・縦断的位置関係）

街路の整備にあたっては、印象的な都市の景観を創出するために、沿道及び周辺施設と街路の平面線形を考慮した計画とすることが望ましい。また平面的な位置関係に加え、縦断的な位置関係を顧慮することで、さらに印象的な都市景観を創出することが重要である。

c) 横断構成

街路の整備にあたっては、当該街路の性格にふさわしい横断構成とすることで、視覚的にも

分かりやすくメリハリのある都市の個性を表現することができる。このような考え方を踏まえつつ、ゆとりある歩行空間の確保、望ましい植栽整備を可能とする空間の確保に留意することが望ましい。

d) 構造物の位置、延長等

立体交差や高架構造物などの大規模な道路構造物の規模や位置については、歩行者などの視点や沿道景観との関連性への考慮、コストなどを含めた総合的な評価等を行った上で構想・計画段階からデザイン検討を行うことが重要である。

④ 幅員構成の再構築

街路は、自動車をはじめ、歩行者・自転車、公共交通の通行や、沿道利用者の駐停車等、様々な利用されるが、市街地の道路では自動車以上に歩行者に対する配慮が求められ、景観への配慮、沿道環境の改善がより重要であると考えられる。

シンボルロード整備や道路幅員を拡幅することが困難な場合、例えば都市全体での将来交通需要の見直しを経ること等により、当該道路の車線数の削減を行い、その空間を歩道や植樹帯にあてるなど、道路空間を再配分して幅員構成の再構築を図る検討を積極的に行うことが望ましい。

3-2-3. 設計、施工段階における配慮事項

設計、施工段階における街路の景観設計は、構想・計画段階における景観設計方針を基本的に継承し、景観設計の一貫性を確保するものとする。

街路景観は、街路及び沿道建築物で構成される空間の内部景観が主体である。街路の内部景観をすっきりさせる基本的な手法は、道路空間に機能的に不必要な施設を設置せず、施設を集約化することを心がけた景観設計を行うことであり、道路構造物や舗装等の構成要素についても沿道と調和したシンプルなデザインとすることを心がけることが望ましい。

① 歩道空間整備における景観設計の検討事項

街路空間整備における景観設計においては、統一感がある空間とするために、特に歩道空間に内在する舗装材や施設等についての形態や色彩等のデザイン検討を行っていくことが望ましい。

② 植栽計画の考え方

植栽は街路の性格を引き立て、強調するものとしてデザインするべきである。植栽形式や使用種を勘案しながら、街路の性格を表すために適切に配分する必要がある。また効果的な緑化のためには、街路の植栽基盤を統合・整理することを計画～設計段階で検討するべきである。

③ 道路附属物及び道路占用物件

道路附属物及び道路占用物件の設置については、街路空間、特に歩道は広くシンプルな状態に保つことが重要であることから十分留意するべきである。さらに、景観重要公共施設に指定され

た道路においては、景観行政団体等と連携し、良好な地域景観の形成に資するような街路全体で統一感の感じられる道路附属物の設置や占用許可の基準を検討することが重要である。

④ 無電柱化

道路の上空に張り巡らされた電線類を取り除くことは、景観改善効果が特に大きいことから、今後、積極的な無電柱化の推進が求められる。

⑤ 高架橋

高架橋の設計では、桁下空間の快適性を確保するとともに、桁断面のデザインと、橋脚や遮音壁などの配置や形態、バランスの統一により連続性を確保することが望ましい。

3-2-4. 維持、管理段階における配慮事項

街路事業においては、事業完了後は、道路管理者が施設管理を引き継ぎ、その後の道路管理を行うことになる。そのため、景観設計の考え方や住民参加等による景観形成の取り組みなどについて、それまでの方針を道路管理者に適切に継承することが重要である。

3-2-5. 街路景観の形成へ向けた連携体制づくり

良好な街路景観は、事業完了で終わるものではなく、整備後も街路景観を持続することが重要となる。そのためには、市民と行政の協働による連携体制を構築し、街路の景観設計の構想・計画、設計・施工、維持管理の各段階を通じて継続、発展させていくことが望ましい。

① 構想・計画段階からの連携体制の構築

構想・計画段階においては、地区の将来像および当該街路事業の推進によって実現すべき景観ビジョンを、市民や事業関係者間で共有化するとともに、事業計画について開かれた協議の場を構築していくことが望ましい。

② 事業進捗に伴う推進体制の継続

構想・計画段階における検討体制のもとで共有化された景観ビジョンや景観形成方針等は、設計・施工段階において、これらを具現化する必要がある。

そのためには、街路の景観設計の技術的な検討と並行して、整備後の街路空間の維持管理や利活用等を見据えた設計内容への反映や当該事業の進捗に関する情報を積極的に公開する等の官民協働の推進体制へと継承、展開していくことが望ましい。

③ 街路景観育成のための維持管理・利活用の取り組み

良質な街路空間を持続させ、市民等の利用者に愛着を持って育まれていくためには、地域住民や関連事業者等との連携によって、整備後の街路空間の維持管理や利活用等への取り組み体制を事業段階から構築していくことが望ましい。

3-3. 街路事業のタイプ別にに応じた配慮事項

街路事業は、その事業制度の特性から、大きくは次の5つのタイプに区分して景観設計を捉えることができ、事業に応じて特徴的な景観設計への配慮が求められる。

3-3-1. 線的景観整備(シンボルロード整備事業、等)における配慮事項

都市や地方の顔となる街路を地域社会の象徴(シンボル)として整備する線的な街路整備手法として「シンボルロード整備事業」がある。

シンボルロード整備にあたっては、都市の顔づくりの景観ビジョンを実現するために、風格があり、整備後の街路空間の利活用にも配慮した街路の景観設計を行うとともに、街路整備と一体となった沿道建物等の景観形成コントロール等に取り組んでいくことが重要である。

また都市の顔となる街路空間を形成するために、関係事業者及び市民、専門家等による推進体制を構築していくことが望ましい。

① 都市の顔づくりへ向けた景観ビジョンの共有化

シンボルロード整備において、都市の顔としてふさわしい街路空間の形成を景観ビジョンに据えて、事業関係者間の目標として共有化し、その実現のための景観設計に取り組んでいくことが望まれる。

② 都市の顔にふさわしい風格ある街路空間のデザインへの配慮

シンボルロード整備にあたっては、都市を代表する公共空間としてふさわしい風格と落ち着きのある街路空間を具現化するために、舗装や道路附属物、占用物件について、きめ細かな景観設計への配慮が求められる。

③ 沿道まちなみ景観との一体的な整備への配慮

都市の顔としてふさわしいシンボルロード空間は、街路事業と沿道街並み景観との一体的な整備によって実現するものである。そのために、事業者と沿道街区の地権者等が連携し、沿道建築物の景観コントロール等についての協議、調整等を行っていくことが望ましい。

④ 多様な都市活動等へ配慮した街路の景観設計

シンボルロードが整備完了後も、イベントや祭り等の多様な都市活動が展開され、都市の顔としてふさわしい街路空間が持続するためには、それらの都市活動に十分配慮した街路の景観設計検討を行うことが望ましい。そのためには、真に必要な幅員構成を再構築することを検討することが求められる。

⑤ 都市の顔づくりへ向けての連携体制の構築

シンボルロード整備によって、都市の顔にふさわしい景観ビジョンを実現していくためには、

事業関係者や市民、行政、専門家等による事業推進組織の設置や事業主体と地域とが一体となった連携体制を構築していくことが望ましい。

3-3-2. 地区的景観整備(身近なまちづくり支援街路事業(歴みち事業)、等)における配慮事項

歴史的環境が卓越した地区等における街路整備の手法である「身近なまちづくり支援街路事業(「歴史的環境整備地区(通称・歴みち事業)」)」は、地域に残されている貴重な歴史的文化的遺産等を保全活用し、身近な生活空間を充実させることによって地域活力の再生を図っていくものである。具体的には、歩いて巡れるまちづくりを実現するための地区交通マネジメントの検討と併せて、歴史のみちすじとしてふさわしい街路景観を再生していくことによって歴史的環境と居住環境が調和し向上する良好なまちづくりに地区全体で取り組んでいくことが求められる。

① 歴史的環境等、地区特性の再点検への配慮

歴史的地区等における現況調査にあたっては、既往データの整理とともに、特に地域の歴史の読み取り作業や住民へのヒアリング等を文化財担当部局等と連携して進めることによって地区の景観特性を再点検、再評価していくことが重要である。

② 歴史的環境に配慮した街路の景観設計

歴史的地区におけるまちづくりにおいては、周辺の町並み景観との調和に配慮し、道そのものの持つ歴史的意味や史実を十分に把握することが重要となる。

歴史的環境を保全再生するための公共空間整備の役割を常に念頭に置くと共に、必要に応じては都市計画道路の計画見直しや変更等も視野に入れて街路の景観設計を検討することが望ましい。

③ 歴史的環境に配慮した地区交通マネジメントの導入

歴史的地区において、歩行者を中心とするまちづくりを展開するためには、コミュニティゾーン対策(交通規制の導入やハンプ、狭さく等の設置)に加えて、総合的な交通マネジメントに取り組むことを検討すべきである。その際に、事業者は、交通コントロールの機能面のみならず歴史的環境に配慮した景観設計について警察、道路管理者と十分に協議、調整して取り組むことが望ましい。

④ 歴史的町並みの保全と一体的な街路設計への配慮

歴史的地区のみちづくりにおいては、特に公共空間としての街路のみならず、民有空間の伝統的町並み景観とを一体的なものとして景観形成に配慮していくべきである。町並みの軒下空間(敷設空間)は、地域コミュニティを育む場であるとともに、来訪者と地区住民との交流空間でもある。このような公民一体の空間が歴史的地区の情緒を形成していることに十分配慮することが求められる。

⑤ 歴史を活かしたまちづくりに関わる推進体制の構築

歴史的地区のまちづくりにおいては、歴史的環境の保全、地域観光の振興、地区生活環境の向上等が調和し、歴史的環境にふさわしい景観ビジョンを実現するために、都市整備のみならず、文化財、商業、観光関係者及び専門家や地区住民等による、歴史を活かしたまちづくりを實踐していく連携体制を構築し、事業に取り組むことによって、歴史的地区景観を次世代へ向けて持続、継承していくことが望ましい。

3-3-3. 拠点景観整備(連立事業、交通結節点改善事業、等)における配慮事項

駅前広場をはじめとする交通結節点は、複数の交通手段をつなぐ施設であり、鉄道と徒歩、自転車、自家用車及びバス等との乗り換え機能をもつ重要な都市施設である。交通結節点は「交通空間」としての役割をもつ一方で、種々の都市活動が展開される公共的なオープンスペースとなる「環境空間」としての役割や災害時の拠点となる「防災空間」としての役割を担うものであり、今後の都市整備においては、「交通結節点」の持つ都市機能の拠点性や都市の玄関口としてのシンボル性の再生が重要な役割として期待される。

連立事業、交通結節点改善事業等による「拠点景観整備」にあたっては、事業関係者間の十分な連携、協働体制のもとで、共有財産としての「交通結節点」の位置づけを再認識し、来街者や市民等が個性、親しみ、安心、安全、心地良さ等を感じられるような拠点空間とその周辺地区とが一体となった景観を形成、創出していくことが望ましい。

① 市民・事業者の共有財産としての「交通結節点」周辺空間づくり

拠点景観整備にあたっては、利用者・市民の“共有財産”として「交通結節点」を再認識し、鉄道事業者だけでなく、交通結節に係わる各種の既存交通機能(バス、一般者、タクシー、自転車等)を相互に調整し、全体として歩行者空間、環境空間の増加・増大を目指し景観設計に取り組んでいくことが望ましい。

② 都市の玄関口として個性や文化性に配慮した景観設計

拠点景観整備にあたっては、都市の玄関口としてのシンボル性や多様な主体の交流の場としてのアメニティー等に配慮し、地域固有の文化的資産や地場産業等を景観設計の中に取り込んでいくとともに、「交通結節点」とその直近地域全体の景観コントロール(屋外広告物規制、緑化、デザインコード等)等に努めていくことが望ましい。

③ 「交通結節点」直近地域とのシームレスな空間の実現への配慮

拠点景観整備にあたっては、駅を中心とした直近地域との自由で快適な歩行環境の形成、快適な乗り継ぎと効率的な移動の確保、都市の玄関口としての良質な景観形成等に努め、人々の交流、にぎわいの場・空間となる「交通結節点」とその直近地域とを一体的(シームレス)な拠点空間として計画・設計していくことが望ましい。

④ 「交通結節点」街区の景観コントロールの検討

都市の玄関口としての「交通結節点」整備にあたっては、公共空間としての駅・駅前広場・街路のみならず、それらに面する沿道街区の建築物等の景観コントロールへ一体的に取り組んでいくことが望ましい。沿道街区の景観コントロールにあたっては、建築物等のハード面の景観誘導、規制の施策と賑わいづくりや交流空間拡大等のソフト面の施策の両面から取り組んでいくことが望ましい。

⑤ 事業推進のためのトータルマネジメントの導入

拠点景観整備においては、「交通結節点」を利用者や市民へ広く開放することによって得られる整備効果や地区将来像を事業関係者が共有化することが望ましい。

そのために事業担当者は、利用者(市民)、行政、鉄道事業者、交通事業者、都市開発事業者等の事業関係者間の協議、調整や複合する関連事業相互管理を行い、一貫性のある一体的な景観形成へ向けてトータルマネジメントに取り組んでいくことが望ましい。

3-3-4. 新交通・LRT公共交通(軌道系)における配慮事項

自動車利用による環境問題や都市の空洞化への対応として市街地のコンパクト化が求められている。今後は、公共交通の活性化を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを実現し、まちなかの魅力の向上を支える新交通・LRT等の新たなモビリティ環境の導入に併せた交通拠点や沿線まちづくり等との良質かつトータルな景観デザインへの取り組みを検討していくことが望ましい。

3-3-5. 自転車駐車場整備における配慮事項

モータリゼーションの進展やライフスタイルの変化による自動車への高依存の交通環境は、交通渋滞や地球温暖化等の社会問題となっている。環境的・経済的に持続可能な社会を構築するためには、都市部の移動手段を自動車から環境負荷の小さい別の手段に転換する必要がある。海外では既にその転換が行われており、自転車が特に注目されている。

今後、自転車を軸とした交通まちづくりの展開にあたっては、モビリティ環境の再構築や施設等の整備等を良質な景観形成と併せて推進していくことが望ましい。

第4章 都市公園事業

4-1. 都市公園における景観形成の原則的考え方

4-1-1. 都市公園における景観形成の意義

わが国の都市公園は、明治6年の太政官布達により、江戸時代の花の名所や社寺の境内など人が集い、自然を楽しんだ場を公園として定めたことに始まる。

現代の都市公園においても、そこを訪れ、集い、憩う人々にとってよりよい空間であることが公園の価値の本質であり、良好な景観形成は都市公園事業の本来の目的である。

また、良好な都市公園の景観は、都市の風格を高め、都市の顔となるものである。都市公園の景観は、都市全体の景観形成の観点から考える必要があり、都市公園から周辺へと良好な景観形成を波及させていくことが重要である。

4-1-2. 都市公園の景観特性

都市公園は、まとまった緑の空間等として都市景観の重要な構成要素であるという特性を有しており、都市の景観の質を左右するものである。

都市公園はその多様な立地特性、利用特性、施設内容等に応じて、多様な景観を呈するが、特に地形、植物、水など自然要素が基調となっており、樹木の生長や四季の変化など時間とともに変化する景観である。また、利用する人々も景観構成要素となることが公園ならではの特性といえる。

都市公園の景観は、利用する人にとっての快適性と密接な関係にあり、特定の視点場からの眺めを楽しむだけでなく、公園内を移動しながら変化する景観を楽しむといった観点が求められる。

4-2. 都市公園事業における景観形成の5つの視点

都市公園における景観形成の意義や景観特性を踏まえ、以下の5点を都市公園事業における景観形成の視点とする。

- 1) 都市全体の景観の向上に資する景観形成
- 2) 地域特性を活かした景観形成
- 3) 公園利用者を魅了する景観演出
- 4) 時間経過を前提とした景観形成
- 5) 「用」と「景」の調和

1) 都市全体の景観の向上に資する景観形成

都市公園は、都市におけるオープンスペースとして、都市景観の重要な構成要素となるものであり、緑の景観の核を形成するなど、都市全体の景観の向上に資するような景観形成を図ることが望ましい。

2) 地域特性を活かした景観形成

都市公園は、地域の景観の顔となるものであることから、地域の個性を活かし、さらに伸ばしていくような景観形成が求められる。地域の自然特性、歴史・文化特性等を十分調査し、地域特性を活かした景観形成を図ることが望ましい。

3) 公園利用者を魅了する景観演出

都市公園は、利用者や地域住民にとってよりよい空間であることが求められるものであるため、その景観の主たる構成要素である水や緑、花等を効果的に用いて、利用者を魅了する景観を演出することが望ましい。

4) 時間経過を前提とした景観形成

都市公園の景観は、樹木の生長等、時間経過によって変化するものであることから、時間経過による変化を見越した整備及び管理を行うことが望ましい。

5) 「用」と「景」の調和

景観形成が都市公園事業の本来の目的であることを踏まえ、都市公園の整備にあたっては、常に求められる機能や施設（用）と景観（景）との調和を図ることが望ましい。

4-3. 計画から管理運営までの一貫性、継続性の確保

良好な景観形成のためには計画から管理運営までの一連のプロセスを一貫した考え方のもとに進めることが大切である。

基本計画から基本設計、実施設計を経て、施工、管理運営に至る各段階において、計画段階で設定された景観形成方針を確認することが重要である。

また、整備から維持管理の段階で社会情勢や周辺環境の変化に伴って都市公園に要求される事項が異なってきた場合には、計画段階の考え方を踏まえつつ必要な見直しを行う。

4-4. 各事業段階での検討項目と配慮事項

4-4-1. 調査・計画段階

調査・計画段階は、都市公園の整備方針を設定し、導入する機能、施設やその概略の配置等を定める段階であり、公園の景観の大枠もこの段階で決まるものである。

そのため、与条件として都市公園の整備目的や上位計画での景観形成上の位置づけを把握した上で、公園の整備方針とあわせて景観形成の方針を定める。

① 景観形成のための与条件調査

地域特性を活かした都市公園の景観形成を行うため、公園区域及び周辺地域の地形や植生等の自然環境、歴史・文化・産業・生活等の社会環境について調査し、特筆すべき自然的資源や歴史・文化的資源等について把握する。

また、都市全体等広域における景観形成の方針と、そこにおける都市公園の区域一帯の位置づけを把握する。さらに、景観関連の規制や誘導の有無とその内容についても把握する。

② 景観形成の方針の明確化

都市公園の景観形成にあたっては、計画の段階からどのような景観形成を目指すのかを明確にすることが必要である。

景観形成の方針の検討にあたっては、都市全体の景観構造を踏まえ、まちの中心部であるか、自然の豊かな地域であるかなど、当該公園の立地条件に応じて検討する。

また、地域の自然的・歴史的資源、文化や地場産品の活用等、地域の独自性を活かした方針を立案することが重要である。特に、城跡、古墳・歴史的建造物等の歴史的資源や地域に残された貴重な自然等を有する場合は、これら資源を公園計画に積極的に取り込み、地域の特徴的な景観として将来に継承していくことが望まれる。

4-4-2. 設計・施工段階

設計・施工段階は、調査・計画段階で示された景観形成方針の実現に向けて、造成、植栽、施設等の詳細を定め、具体的につくりあげる段階である。

設計段階では、景観の基盤形成（地割、造成、植栽、園路や汀線の処理等）のあり方、公園に要求される機能・施設と景観との調和のあり方、公園の魅力をより高めるための景観演出のあり方等を検討することが望ましい。

施工段階では、設計意図を十分に理解して施工が行われるようにするとともに、目標とする景観により近づけるよう現場での柔軟な対処が必要である。

① 自然要素を主体とする景観基盤形成上の配慮事項

都市公園の景観は、自然物を主たる要素とすることから、公園内及び周辺の地形・水系、植生、気象等の自然条件を十分に踏まえた設計を行うとともに、周辺の自然やスカイライン等との連続性に配慮する。

特に、都市公園の景観において水辺は重要な要素であり、池、河川、海岸等水辺を有する公園においては、それらを積極的に活用することが望まれる。

また、植栽設計にあたっては、樹木等の生育条件や、時間の経過に伴う樹木の生長等により景観が変化することに留意する。

② 機能・施設と景観との調和を図る上での配慮事項

都市公園の機能の面から整備する施設等においては、公園の景観形成方針を損なわないよう、ゾーニングやデザイン上の配慮を行うことが必要である。

例えば大規模な運動施設等は、都市公園全体の景観を損なわないようにするとともに、緑豊かな景観の中でスポーツが楽しめるようにすることが機能面からも望ましい。

③ 景観演出の際の配慮事項

都市公園の景観をより魅力的にするために、基本計画における景観形成方針を踏まえて、以下のようなさまざまな技法を用いて景観を演出することが重要である。

- ・地形や空間の変化を利用したシークエンス景観の演出等、ストーリー性のある景観の形成
- ・背景の山並の借景、周囲の景観を眺める眺望ポイント整備等、公園区域内外の景観資源の積極的な活用
- ・公園内に生息する動物や植物による四季の変化、夕日の景や夜景といった特定の時間に現れる景観の活用等、季節変化や時間変化のある景観の形成
- ・大規模なお花畑、シンボルツリー、噴水など花や水等による魅力の形成
- ・見た目の景観に加えて、音や香り、触感等五感で楽しめる景観の形成
- ・見る一見られる関係の演出等、人々の利用する姿を活かした景観の形成

④ 外からの見え方への配慮

都市公園は都市の顔となる場合も多く、周辺から見てランドマークとなるような量感のある緑や施設をつくったり、シンボルとなる広場空間をつくるなど、都市全体の景観を意識した景観形成が望まれる。

一方、都市公園の整備にあたっては、土地の造成等を伴うこともあり、周辺の景観資源や眺望の保全にも配慮するとともに、隣接する河川や道路等関連する事業と連携を図ることが望まれる。

⑤ 施工時における現場での対応

施工段階においては、計画・設計段階の景観形成の意図を十分踏まえて工事を行う。

都市公園では、植物や石材等の自然素材が多用されるため、材料の選定や施工にあたって、当初の設計意図を実現するよう現場での調整が求められる。

また、造成で発生した石材や既存植物等、現場発生材を有効に活用することは、地域の特性を活かした景観形成を図る上で有効である。

さらに、隣接する道路や施設等との境界部では、植栽や舗装等において一体性、連続性を確保するよう施工する。

4-4-3. 管理運営段階

都市公園の整備によって形成された良好な景観を維持・育成するには、供用後の適切な管理運営が重要である。

そのため、管理運営段階では、施設や植物の維持管理によって、時間軸の中で景観を育てていく方策と仕組みづくりが求められる。

また、イベント等による賑わいの演出も都市公園の景観の付加価値を高める一つの要素であり、公園の特性に応じて、これらを実現する運営を行うことも有効である。

① 景観のモニタリングを管理や設計へのフィードバック

都市公園の管理運営段階においては、管理運営計画を策定するなど、管理者や関係主体に設計時の景観形成の意図を継承していくことが求められる。また、意図した景観が実現・維持できているか、周辺環境や社会情勢の変化に対応できているかなど、景観の状況や利用者の評価等についてモニタリングし、必要に応じ管理運営計画への反映や、リニューアルヘフィードバックすることが望まれる。

② 景観の維持管理

日々生長し変化する都市公園の景観の維持管理では、計画段階で設定した景観形成方針を維持管理段階に継承するとともに、目標とする景観との差異を絶えず確認しながら、景観をモニタリングするという視点を持って行うことが重要である。

特に、都市公園の景観は自然物を主たる要素とすることから、目標とする景観を維持育成するために、剪定や養生等適切な植物の維持管理が重要となる。

③ 景観の付加価値を高める管理運営方策

都市公園の特性に応じて、レストランやオープンカフェの設置、イベントの開催、公園資源の解説等、管理運営面からの取り組みによって景観の付加価値を高めることも重要である。

4-5. 景観形成の体制や仕組みづくり

4-5-1. 景観形成に関わる体制とマネジメントの仕組みづくり

① さまざまな主体の連携

都市公園における良好な景観の形成にあたっては、事業を推進する行政の担当部局、専門的立場からその取り組みを支援する専門家等、都市公園の施設や空間を利用し維持管理に関わる地域住民等との連携・協働体制を構築し、構想・計画段階から事業完了後まで持続させていくことが望ましい。

② 景観形成をマネジメントする仕組みづくり

計画から管理運営まで長期にわたる都市公園における良好な景観形成のためには、一連のプロセスが一貫した考えのもとに進められなければならない。

指定管理者の導入等近年の動向を考えれば、管理運営を担う主体にも設計意図を確実に伝えることが重要であり、計画から管理運営段階まで一貫して景観デザインを管理できるマネジメントの仕組みづくりが望まれる。

4-5-2. 住民等との協働による景観形成

① 協働による都市公園の景観形成

都市公園の景観は、地域住民の暮らしの質を高める重要な要素であることから、住民や地域の企業、団体との協働が重要である。整備の早期の段階から参加の場を提供し、対等で持続的なパ

ートナーシップを構築することが望まれる。

② 景観のイメージを共有する手法

協働による景観形成では、住民や行政等の関係主体が景観の目標像等に関してイメージを共有して合意形成を図ることが重要である。

イメージの共有のためには、わかりやすい情報提供が必要であり、透視図（パース）やコンピュータグラフィックス（CG）等の視覚的手法を、それぞれの特性を活かして使用することが有効である。

第5章 下水道事業

5-1. 下水道事業における景観形成の基本的考え方

下水道は、生活環境の向上、浸水の防除、公共用水域の水質保全といった重要な役割を担うとともに、健全な水循環の確保、循環型社会構築への貢献といった、真に豊かな国民生活を実現するうえできわめて重要な役割を担う社会資本である。

下水道は、その特性上国民の目に触れにくい存在ではあるが、下水道を活用し都市空間に水・緑環境の創出を図ることや、下水処理施設の広大な敷地を利用して周辺と一体的な環境整備をはかるなど、景観形成に寄与できる資源を有している。また、都市内の河川・水路や城郭のお濠など、都市における水、水面は重要な景観要素であり、その水質を良好に保つために下水道が果たす役割は極めて大きいものがある。

このように、下水道を景観形成に資する一要素として活用することは、都市景観形成において重要なポイントであるといえる。

5-2. 景観要素としての水の活用

① 下水処理水の活用と高度処理の推進

都市における水路は都市空間にうるおいや安らぎを与えると同時に、ヒートアイランド現象を緩和する機能、にぎわいのある親水空間を創出する機能、さらには災害時の消火用水や緊急的な生活用水に利用できる水源となるなど、多様な機能を有しており、今後のまちづくりの中での導入が見込まれる。水路には固有の水源が必要であるが、下水処理水は都市部において一定の水量の確保が見込める貴重な水資源であり、都市水路の水源を検討する際には、その有力な候補として下水処理水の活用について検討することが望ましい。

また、河川流量の確保による良好な水辺空間の保全・創出や汚濁したお濠の浄化による良好な歴史的景観の再生等を図る上でも、下水処理水の活用を積極的に検討することが望ましい。

都市における水、水面は重要な景観要素であるが、水が汚れていたのでは周囲の景観に対しむしろ悪影響を与えることから、都市内の水域の水質保全是景観形成上も大きな意味をもっているといえる。このようなことから、下水道の整備、とりわけ処理レベルの高い放流水質が得られる高度処理の推進が重要である。

5-3. 下水処理場等における景観形成

① 場内空間の有効活用

下水処理場やポンプ場は、環境保全等に寄与する反面、広大な敷地及び大規模な施設を必要とすることから、周辺住民の居住環境等に影響を与えないための効果的な対策が求められる。したがって、施設の設計に当たっては、施設機能を保ちつつ周辺環境との調和を図り、周辺の住民に親しまれるよう努めることが望ましい。

敷地の活用策としては、芝張り、花壇、噴水等の修景施設の設置や、場内空地の緑化等が考えられる。また、緑の少ない都市部の処理場においては、施設空間を利用した公園・ビオトープ整備な

どを行うことによって、都市部における貴重な水緑空間として、積極的に活用していくことが望ましい。

② 構造物（水処理施設、機械棟等）における配慮

水処理施設は施設の設置面積が広く、周囲の景観に影響を及ぼすことがあるため、その配置計画については十分に検討するとともに、これらの施設が上部利用や二次公害の防止などの目的で覆蓋される場合には、その形状、意匠、色彩、材質等についても配慮することが望ましい。

また、処理場には、機械棟、管理本館、汚泥焼却炉又は煙突といった高さのある構造物の設置が必要となることから、処理場周辺に住宅地が隣接しているような場合には、これらの構造物の高さ、配置、色彩等について十分に考慮し、周囲の景観との調和やプラント的なイメージの緩和に努めることが望ましい。

一方で、周囲にランドマークが存在しないような地区においては、処理場の構造物自体を地域の景観形成上重要なランドマークとして位置付けることも可能であり、まちのイメージを取り入れたデザインとするなど、各地区の特徴を踏まえて検討することが望ましい。

③ 周辺環境との調和

処理場敷地境界には、敷地界の明示や部外者の遮断のため、原則として門扉およびフェンスが設置されるが、これらの形状及び材質は景観的な異質感、圧迫感を少なくすることが望ましい。また、ブロック塀を生け垣にするなど、自然で柔らかな目隠しとするほか、アプローチ部分に庭園等を設け、周辺環境との連続性を保つこと等も考えられる。

④ その他

下水処理場は自然保護地域内に設けられることもあり、このような場合には特に周囲の環境との調和に配慮する必要がある。関係機関と十分に協議するほか、地域特性を取り入れた建築計画や植樹・芝張りなどの修景施設について検討することが望ましい。

また、それぞれの地区の状況に応じ都市景観のトータルデザインを実施する場合には、下水処理場等も取り込んで検討することが望ましい。

5-4. その他の下水道施設における景観形成

① 雨水幹線等の水・緑の活用

かつては豊富な地下水や湧水のもと、都市内においても多くの水辺や水路が存在していたが、市街化の進展とともに早急に下水道を整備する必要性から、水路や河川の多くが暗渠へと姿を変えていった。

これらの水路を再び開渠化することにより、景観上重要な水面・緑地を新たに創出するとともに、潤いとやすらぎを感じることができるよう魅力あるまちづくりが可能となる。

このようなことから、都市内に敷設された雨水幹線や都市下水路について、既に開渠であるものについては水緑環境に配慮した再整備について、暗渠であるもののうち用地や水源の問題が解決で

きるものについては、開渠化や複断面化によるせせらぎの整備について検討するなど、多くの人々が楽しめる魅力的な水・緑空間として再構築していくことが考えられる。

② マンホール蓋とゲート

都市内においてマンホール蓋は数少ない見える下水道施設であり、下水道施設の中では特に周囲との調和や景観を意識すべき施設である。そのため、マンホール蓋のデザインについては、蓋だけが路面から浮き上がってしまわないようなデザインとするとともに、蓋の耐用年数を考慮し数十年後においても見飽きることのない普遍性の高いデザインを採用することが望ましい。例えば、舗道の舗装種別に合わせた化粧蓋の採用等が考えられる。

また、地域の特徴を図柄で表したマンホール（デザインマンホール）の設置などマンホール蓋のPR媒体としての有効活用についても検討すべきである。一方で、デザインマンホールの景観地区等への設置、特異な意匠の採用については慎重な対応が求められる。

なお、河川等への排水のためゲートが設けられることがあるが、その色彩や絵柄等については、周囲の河川景観に配慮し、周辺住民の意見なども参考としつつ決定すべきである。

③ 下水道管渠空間の活用

都市内に面的に整備されている下水道管渠は、光ファイバーケーブルの收容空間として有効活用することができる。都市景観の観点から架空線は極力少なくすべきであり、下水道管渠の民間開放の推進について積極的に検討することが望ましい。

5-5. 工事現場における周辺景観への配慮

工事現場も一時的なものとしてとらえるのではなく、景観の一部を構成するものとしてとらえ、工事中の仮囲いや仮設備等が、近くを通行する人に圧迫感や不安感を与えず、気持ちよく通行できるよう工夫することが望ましい。

具体的には、仮囲いや立坑の防音ハウスによる目隠し、さらに、仮囲い等にイラストを描く等によって、工事現場の違和感を緩和することが考えられる。